

## 自動車の冬装備をしよう



### ◆積雪・凍結道路で滑り止めを装備していない車の走行は法令違反です

ノーマルタイヤでの雪道走行は、事故の危険性が高まるだけでなく、立往生による深刻な通行障害を引き起こしかねません。大雪時は、幹線道路を中心に融雪剤の散布などを行いますが、散布後でもノーマルタイヤでの通行は危険です。

タイヤチェーンや冬用タイヤを装備し、安心・安全な走行を心がけましょう。

#### 【問い合わせ】

- 伊賀建設事務所保全室  
☎ 24-8210
- 伊賀警察署 ☎ 21-0110
- 名張警察署 ☎ 62-0110
- 道路河川課  
☎ 22-9726 FAX 22-9724

## じよのこし 城之越遺跡 大溝のシート養生



露出展示の大溝遺構の、凍結による破損劣化を防止するため、シートで養生します。このため、次の期間は、大溝を見学することができません。見学を希望する皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

#### 【大溝養生期間】

12月19日(日)～3月20日(日・祝)

#### 【休園日】

毎週月～木曜日・年末年始  
(12月29日～1月3日)

※期間中の毎週金～日曜日は無料で入園できます。

#### 【問い合わせ】

- 文化財課  
☎ 22-9678 FAX 22-9667
- (公財)伊賀市文化都市協会  
☎ 22-0511

## 「広報いが」の点字版・録音版を発行しています

希望される場合はお問い合わせください。

- 【問い合わせ】 障がい福祉課  
☎ 22-9657 FAX 22-9662  
✉ shougai@city.iga.lg.jp

## 未来につなぐ「相続登記」をしましょう



### ◆相続登記はお済みですか？

不動産を相続した後、長期間相続登記をせずに放置しておく、さまざまな問題が発生します。

大切な不動産を負担なく次世代に引き継ぐため、相続登記の手続きを進めましょう。

### ◆こんな問題が発生します

- 相続人に、さらに相続が発生した時、相続人の確定が難しくなる。
- 相続登記の手続き費用が高額になる。
- 不動産の売却やローンの手続きがすぐにできない。
- 不動産が適正に管理されず、荒地や空き家などが増え、環境が悪化する。

### ◆便利な制度を活用しましょう

#### ○預けて安心

##### 「自筆証書遺言書保管制度」

遺言は、相続をめぐる紛争を防止するために有用な手段です。

しかし、遺言者本人の死亡後、相続人などに発見されなかったり、書き換えられたりするおそれが指摘されています。そのため、令和2年7月から遺言書を法務局(遺言書保管所)で保管する制度が始まりました。

遺言書を法務局に保管することで、ご自身の財産を大切な人に確実に引き継ぐことができます。

※手続きには、予約が必要です。

#### ○相続手続きに便利

##### 「法定相続情報証明制度」

戸籍などの書類をもとに、法務局が法定相続人が誰であるのかを確認し、戸籍謄本などに代わる公的証明書を無料で発行する制度です。相続登記はもちろんのこと、預貯金の払い戻しや相続税の申告など、さまざまな相続手続きで利用できます。

また、相続手続きがいくつもある場合、同時に手続きを進めることができるため、時間短縮につながります。

#### 【問い合わせ】

- 津地方法務局伊賀支局  
☎ 21-0804 (電話がつながったら「3」を押してください。)

## お詫びと訂正



広報いが11月号13ページに掲載した「令和3年度上半期伊賀市の予算執行状況」の内容に誤りがありました。お詫びして訂正します。

### 【歳入】

- 分担金及び負担金  
予算現額  
誤) 4億1,104万円  
正) 4億1,152万円
- 収入率  
誤) 18.1%  
正) 18.0%
- 市債  
予算現額  
誤) 42億8,916万円  
正) 42億7,206万円
- 合計  
誤) 459億7,653万円  
正) 459億5,991万円

### 【問い合わせ】

- 財政課  
☎ 22-9608 FAX 24-2440

## コンビニ交付サービスの休止



システム改修作業のため、次の期間は、コンビニエンスストアの店内にあるマルチコピー機で住民票の写しなどが取得できるサービスを休止します。皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

### 【休止期間】

- 12月7日(火) 午後5時から終日
- 12月10日(金) 終日

### 【問い合わせ】

- 戸籍住民課  
☎ 22-9645 FAX 22-9643

## 県政だより みえ



三重県広報キャラクター  
鬼の助 (うさのすけ)  
C PSP/T-e

三重県広報紙を  
こちらからご覧いただけます



三重県広聴広報課 ☎059-224-2788

※申し込みの記載がないものは申し込み不要です。

健康・福祉

子育て・教育

イベント・講座

お知らせ

### そのお悩み、裁判所の調停で解決しませんか



調停とは、裁判所がお互いの言い分を聴き、話し合いによって問題の解決を図る手続きです。

#### 【民事調停】

- 貸したお金を返してもらいたい
- 交通事故にあってしまった
- お隣の騒音で困っている

#### 【家事調停】

- 離婚したいけれど冷静に話し合えない
- 養育費をもらいたいけれど直接交渉するのは難しい
- 遺産相続についてもめている

※詳しくは裁判所ウェブサイトをご覧ください。

#### 【問い合わせ】

津地方裁判所事務局総務課  
☎ 059-226-4172

### 12月は明るい選挙推進強調月間です



政治家の寄附行為は法律で禁止されています。伊賀市明るい選挙推進協議会では「贈らない、求めない、受け取らない」の「三ない運動」を進めています。

不正を防ぐには、政治に携わる人だけでなく、有権者一人ひとりが認識を深めることが大切です。みんなでルールを守り、公平公正な選挙を実現しましょう。

#### ◆寄附行為に該当すること(例)

- 冠婚葬祭など日常の一般的な付き合いで、祝儀や香典などを出す。
- 町内会の集いや旅行、地域の行事などへ、寸志や飲食物の差し入れをする。
- 入学、卒業、就職、出産などのお祝いに金品を贈る。
- 花輪や供花を贈る。

#### 【問い合わせ】

伊賀市明るい選挙推進協議会事務局(総務課内)  
☎ 22-9601 FAX 22-9672

### 自衛官採用試験情報

#### 【問い合わせ】

自衛隊三重地方協力本部伊賀地域事務所  
☎ 21-6720



### 義援金 受け入れ状況



#### 【義援金総額】 ※10月末現在

- バングラデシュ南部避難民 59,908 円
- 平成30年7月豪雨災害 315,500 円
- 令和2年7月豪雨災害 286,006 円
- 令和3年7月大雨災害 1,497 円
- 2021年ハイチ地震 385 円
- 令和3年台風第9号等大雨災害 957 円
- 令和3年8月大雨災害 647 円
- 令和3年長野県茅野市土石流災害 137 円
- アフガニスタン人道危機 2,737 円

※お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通じて、支援を必要とする方々にお届けします。

#### 【義援金箱の設置場所】

- 本庁舎 1階ロビー
- 各支所(上野支所を除く。)

#### 【問い合わせ】 医療福祉政策課

☎ 26-3940 FAX 22-9673

### 知っていますか? 裁判員制度



裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿をもとに、全国の地方裁判所で作成しています。

令和4年の名簿に登録される人数は、全国で約23万3,000人(選挙人名簿人数のうち約453人に1人)です。名簿に登録された人には、名簿に登録されたことの通知(名簿記載通知)を郵送します。

この通知は、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えするもので、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありません。

裁判員制度の詳しい情報は裁判員制度ウェブサイトをご覧ください。

#### 【問い合わせ】

津地方裁判所事務局総務課  
☎ 059-226-4172

### 解体工事などをする前に



特定建設資材\*を用いた建築物などの解体・新築・土工事などで一定規模の面積または金額以上のものは、建設リサイクル法により、発注者または自主施工者に次のことが義務付けられています。

- 建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別(分別解体)し、特定建設資材廃棄物の再資源化を行うこと。
- 分別解体などの計画について、工事を着手する日の7日前までに届け出を行うこと。

\*特定建設資材…コンクリート、コンクリートや鉄でできた建設資材、木材(繊維板などを含む)、アスファルトコンクリートのこと。  
※その他、関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

#### 【問い合わせ】 建築課

☎ 22-9732 FAX 22-9736

### 建築物を適正に維持管理しましょう



建築基準法では、建築物(門・塀・設備を含む)は、所有者などが維持管理することが定められています。建築物は、老朽化により本来の機能や性能が低下し、放置すると思わぬ事故や災害につながる可能性があります。コンクリートブロックで造られた塀についても、地震などで倒壊しないよう安全点検をし、日ごろから適切に維持管理しましょう。

#### 【問い合わせ】 建築課

☎ 22-9732 FAX 22-9736

### ＼24ページの答え／

#### ③ 楼車

(ろうしゃ、またはだんじり)

江戸時代には、「台尻」・「檀尻」と書いて、「だんじり」と読ませていました。明治時代になり、「だんじり」に対して、「楼車」という表記がなされるようになりました。また江戸時代以来、「銚」という表記も見つけられます。

※設問と回答は「伊賀学検定370問ドリル」(上野商工会議所発行・伊賀学検定実施委員会編集)から抜粋